

事務連絡
令和3年5月28日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和3年8月からの介護保険制度の見直しに係る周知への協力依頼について

介護保険制度の運営につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第97号）等に基づく高額介護（予防）サービス費の負担限度額及び補足給付における食費の見直しなどが、令和3年8月1日から施行されます。当該見直しの趣旨、内容等について、利用者の方々に御理解をいただくことを目的として、周知用のポスターを作成し、6月上旬に各保険者及び都道府県へ届くよう発送いたします。

当該ポスターについては、市役所内の掲示板や介護サービス事業所の窓口などにおいて掲示していただくことを考えており、各保険者及び都道府県におかれましては、様々な機会を活用して積極的に配布していただきますよう御協力をお願い致します。

ポスターの電子媒体は厚生労働省ホームページ（※1）にも掲載しているため、配布部数が足りなくなった場合には、下記担当に御連絡いただくか（※2）、当該ホームページからダウンロードして印刷していただきますようお願いいたします。

なお、これらの内容に関するリーフレットも厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、介護保険サービス利用者等に対して新制度についてご説明する際に併せて御活用いただきますようお願い致します。

※1 ポスター・リーフレット掲載場所：（厚生労働省ホームページ）ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞重要なお知らせ

- ・介護保険施設における食費及び高額介護サービス費の負担限度額が変わります。

（周知用ポスター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

- ・食費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>

- ・高額介護サービス費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>

※2 本省のポスターの枚数には限りがありますので、御了承下さい。